

遠賀町告示第58号

遠賀町イメージキャラクター「おんがっぴー」着ぐるみ貸出要綱を次のように定める。

平成29年8月4日

遠賀町長 原田 正 武

遠賀町イメージキャラクター「おんがっぴー」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠賀町イメージキャラクター「おんがっぴー」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を活用して遠賀町(以下「町」という。)を広くPRするため、着ぐるみの貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 遠賀町長(以下「町長」という。)は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、次に掲げるものが企画又は実施するイベント等で、町のイメージ向上、産業の振興及びコミュニティの増進に資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(1) 町内の団体及び企業

(2) 公共的団体

(3) その他町長が認めるもの

2 貸出期間は、原則として貸出日から5日以内とする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの申込み)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込書は、貸出しを希望する日の3箇月前の日の属する月の初日から7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

3 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

(貸出しの承認)

第4条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

(1) 第2条に規定する貸出しの主旨に反するとき。

(2) 町及びキャラクターの品位を傷つけるおそれのあるとき。

- (3) 着ぐるみが正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 町において着ぐるみを使用する期間と重複するとき。
- (5) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 町が特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (7) 宗教行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
- (8) その他町長が不相当と認めたとき。

2 前条の承認又は不承認の通知は、着ぐるみ貸出承認・不承認決定通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

（貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は無料とする。ただし、使用の際に発生する運搬等の費用は、申請者が負担するものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 貸出期間及び返却日
- (3) 第三者に転貸しないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみ添付の注意事項及び使用説明書の内容
- (7) 貸出期間終了の翌日から7日以内に、着ぐるみ使用状況報告書（様式第3号）に着ぐるみの使用状況がわかる写真等を添付し提出すること。
- (8) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

（承認の取消し）

第7条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱に違反したときは、貸出しの承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

（原状回復）

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（損害賠償）

第9条 着ぐるみを亡失又は破損した場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用に起因する事故等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責めを負わない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。